

講演会(2006年6月19日)

犯罪被害者と刑罰 ——修復的司法への道——

高 橋 則 夫

安見 これから法学会の第1回講演会を開催いたします。司会の安見です。

今日は早稲田大学の高橋則夫先生にお越しいただきました。高橋則夫先生は刑法のご専攻で、これまでの刑事司法に対して改革的なご提言をなさっておりです。高橋先生のお話をお伺いして、皆さんもいろいろお考えいただければと思います。

では新倉先生から高橋先生のご略歴をご紹介します。よろしくお願いいたします。

新倉 今日の講師の高橋先生を簡単にご紹介します。高橋先生は早稲田大学の出身で、私と同じです。研究分野も同じで、指導教授も一緒。彼のほうがちょっと若い。どのくらい若いかというと、3年ぐらい若いわけです。彼はドイツ刑法に傾倒しまして、ドイツに行って、今日お話しになるような被害者の問題を発見した。それがもう20年ぐらい前でしたね。

なかなか被害者の問題をやっている人は多くなかったわけですけど、20世紀の最後の年、1999年に私と何人かで『法律時報』という雑誌に被害者の問題を大々的に取り上げたわけですが、その中心的な部分を高橋先生に書いていただきました。ちょっと大げさに、手前みそ的に言っていますけれども、それが彼がブレイクするきっかけだったんじゃないかなと思います。

現在では被害者の問題というのは知らない人がいないわけです。被害者

犯罪被害者と刑罰（高橋）

基本法というのができましたし、それからまた何よりも明日、山口県光市の母子殺人事件について最高裁判所の判決が決定が出るはずです。本村洋さんという被害者の夫がずっと自分の人生のリセットを求めて、被告人の死刑判決を求めている。こういう非常に特異なケースについて最高裁判所が判断するということになっています。最高裁判所も死刑事件というかたちで被害者の問題に向き合わざるを得ない。そういう非常に重要な節目に、この被害者の問題をどういうふうにとらえたらいいのか、どういうふうに向き合ったらいいのかということを、コンパクトにお話ししていただけたと思います。では高橋先生、よろしく。

高橋 みなさん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました高橋です。新倉先生、さらに酒井先生をご存じかと思いますが、大学院時代から今日に至っているという先輩方です。したがって、そこに新倉先生というか、先生とあまり普段は言っていないので、ちょっと言いにくいので新倉さんとしませんが、新倉さんがいるということは何となくやりにくい感じがします。私は学生からはノリオとか、ノリオの刑法とか言われたり、ゼミの学生からは福田元官房長官と言われたり(笑)、似てますかね。もし総理になれば、「I'm sorry」と言えるかもしれません。これはほとんど受けないですね。

というようなことで、今日は「犯罪被害者と刑罰」という非常に熱いテーマについてお話しします。今日はこんな暑い中で、このような熱いテーマをやることは非常にしんどいのですが、また、短い時間ですので、お配りしましたレジュメを全部事細かにやっていったら大変なことになってしまいます。要するに何をみなさんにお伝えしたいかということ、今、新倉さんが言われたように、犯罪被害者というものが忘れ去られていたということは否定できないのであり、それはどうしてなのかということと、それから今、被害者を再発見、見直そうということが出てきたわけですが、被害者を見直そう、被害者から考えようという考え方から、一方で多くの刑事立法が行われ、加害者に対して圧迫するような風潮が見られるということです。つまり、被害者の側に国民がみんな味方して、みんなで加害者

に対して、寄ってたかって攻撃するという雰囲気が見受けられるのです。

しかし、私はそういう方向で被害者を取り上げるのではなくて、もう一つ違った道があるということ、それを今、いろいろ理論的、実践的に推進しているわけです。これがサブタイトルの「修復的司法への道」ということです。

これは今のところ理想論的であることから、よく学生諸君は「先生が言っていることは理想ですよ。」と言います。しかし、そのような道に進んでいかなくはいけないということなのです。そこに至るには長い道のりが必要なわけです。犯罪の問題は、スッキリと簡単に処理できる問題ではなくて、非常に長い時間を要する問題であることをまず認識していただきたいと思います。犯罪に関わった人々にとっては、非常に長く忍耐を要する道であり、一生の問題です。あるいはさらにその先、延々と続く長い道のりです。ビートルズの『The long and winding road』というのを知っている人いますか。だれも知らないですね。ビートルズの時代ではないのでしょうか。知っていても手を挙げないのかもしれませんが、それは黙秘権ということで、手を挙げると指されるのではないかという不安がきつとあるのでしょう。

それではまず、なぜ被害者が忘れ去られていたかというお話をします。これは刑罰の目的の問題なのです。これについては、すでに習ったことだと思いますが、いろいろな考え方があります。懲らしめであるという応報の考え方、それから威嚇、一般予防、みんなを威嚇する、予防する、あるいは、その人を改善するという考え方もあるわけです。さらに、これらをみんな結合していこうという動きと、新たに被害者の満足とかもいろいろ考慮して、みんなに法が回復されたと確認させるために刑罰を科すのだという予防論も主張されています。単なる威嚇ではなくて、どちらかという教育の面が非常に強い予防論もありますし、それから新しい応報主義というものも出てきています。これらについては、事細かにお話ししません。いずれにせよ、刑罰の目的について様々な考え方がある、現在も依然と

犯罪被害者と刑罰（高橋）

して揺れ動いているということです。

しかし、どの考え方であろうと、結局は国が刑罰を科すということに変わりはないわけです。みなさんが勉強している刑法は国が刑罰を加害者に科すという、その国家刑罰の実現の要件、効果を勉強しているわけです。したがって、国対加害者という図式なわけで、そこには被害者は存在せず、被害者は忘れ去られた人というわけです。つまり、刑罰というものは被害者を忘れるシステムであるといえるかもしれません。

刑法の任務についても、たとえば、殺人罪という規定によって、人を殺すなという規範を保護するのだとか、あるいは生命を保護するという法益保護だとか、あるいは社会倫理秩序維持だとかということも習ったと思いますが、いずれにせよ、Aさんという被害者が死んだとしても、そのAさんという被害者は「人」という概念に抽象化されてしまいます。つまり、被害者の害は法益として抽象化されるわけです。Aさん、Bさん、Cさんという被害者、あるいはその生命だとか、あるいはその遺族だとかという点は、量刑などでいろいろ考慮されることはありますが、違法論の世界では「法益」、ここでは「人」ということで抽象化されてしまい、この点でも被害者は忘れ去られた人ということが出来ます。

したがって、刑法、あるいは刑罰というものは被害者を忘れるように元々なっているといえるでしょう。では被害者はどうしたらいいかというと、民事上の救済を求めるということになります。これは、国家刑罰権の生成と、公法と私法の分離との関係の問題です。とにかく、加害者と国の関係が刑法、あるいは刑罰の問題であり、加害者と被害者の関係は民事の問題というわけです。

つまり、公法と私法の分化、刑事と民事の分化ということで分かれてしまい、まったく違う世界となり、したがって、被害者が刑事の世界に入ろうとすると、「関係ないでしょう。」となりますよね。それは「加害者と被害者の世界でやってください。民事手続でやってください。」ということになります。すなわち、被害者は忘れ去られるようになっているということ

です。

そうすると、被害者の応報感情は一体どのように処理されるのかという非常に難しい問題がありますが、いずれにせよ、近代刑法は被害者の復讐を禁止しました。被害者が復讐してはいけないということで、そこで国家刑罰権が出てきたわけです。国がやるのだということです。私が科すわけではなく国が刑罰を科し、また、被害者が直接科すわけではなくて国が科すわけです。

これはどういう趣旨なのでしょう。1つの考え方は、国は被害者の復讐を代行するのだという考え方です。国が被害者の応報感情を背中に背負って実行するのだという考え方です。これは1つの方向ではあり、そういう考え方もあり得るだろうと思います。

あるいは、そうではなくて、刑罰権は国の独自の利益の実現であるという考え方が現在の主流でしょう。つまり被害者の復讐感情はわきに置いて、国が独自の利益の観点から刑罰を科すのだという考え方のほうがもちろん有力だし、実際、判決の中でも被害者による国家賠償の請求に対して、刑罰というのは被害者のために科しているのではないのだ、国の独自の利益のために行っているのだ、あるいは社会秩序のために行っているのだとかということで、請求が却下されているわけです。

そこで被害者の人たちや被害者支援を促進している人たちは、そうじゃない、刑罰は、われわれの要求に基づいて、国がそれを実現するのだという考え方を打ち出そうとしています。この点はまたあとで問題にします。

いずれにせよ、この2つの考え方、復讐を代行するという、マイナーですが、しかし今被害者の人たちはこれを前面に出そうとしている考え方と、国の独自の利益を実現するのだという考え方があり、前者と、つまり被害者の応報感情と、先ほどの国が加害者に刑罰を科すという応報とが合体してしまって、そしてそれが市民と連帯するということがあった場合、これは厳罰化の方向にいかざるを得ないということです。今、そういう雰囲気があると先ほど言いました。つまり、みんな被害者の味方になって、加害

犯罪被害者と刑罰（高橋）

者に対して責め立てるという雰囲気が出てきて、それは厳罰化の方向へ、何をもって厳罰化というかという問題もありますが、加害者に対して非常に抑圧的になっていくということです。

こういう復讐の実現というのはよくないから、国が独自の利益の実現だということでもいいかということ、そういう考え方は、国が「けしからん」ということで加害者に対して応報するし、さらに悪い危険な人間は予防した方がいいということで、早め早めに刑罰的なものを出していくということになります。そうなると国が前面に出てきて、権威的になってきて厳罰化になっていくわけです。

だから、どちらにしても厳罰化の動き、つまり加害者に対する排除ということになってしまいます。最近、それを敵味方刑法などと言っていますが、これは敵と味方をはっきり分ける考え方に至るわけです。本来この考え方はテロリストだとか、組織犯罪とか、会話、コミュニケーションが通じないような人たちに対して、「これは厳罰でいいだろう。厳しくやろう。」として、他方、普通の市民が犯罪を犯す場合には、「これは自分たちの味方なのだから違ったかたちでやりましょう。」というように、敵味方を分けるものです。

しかし、この考え方が一人歩きすると、加害者一般が敵であり、被害者が味方であるということになって、国民は全員、マスコミもみんな被害者の味方をして、全員が加害者に対して総攻撃するという考え方が支配的になってきます。そうすると加害者の社会復帰など考えなくたっていいということになり、本当に厳しく処罰することになります。

それではどうしたらいいのでしょうか。被害者を保護することと、加害者を厳罰にすることというのは同一線上にあるのかということをまず問題にしなくてはいけないと思います。必ず被害者の復讐心ということを学生たちは言うのです。「わが子が殺されたら、先生、それでもいいのですか。それでも死刑廃止なのですか。」と言うのです。

わが子が殺されたら、私はその犯人を八つ裂きにして、車裂きの刑とか

火あぶりの刑とかというふうにしたいと思うでしょう。しかし、それを国が刑罰でやるときには、「いや、ちょっと待てよ。」というふうになってしまふのです。そこには、非常に難しいレベルの差の問題があります。

つまり、これは何を言っているかという点、法と感情の問題なのです。自分は加害者を八つ裂きにしたいということは被害者の本当の何の偽りもない感情です。感情について、あなたの感情は誤っているなんておかしいじゃないですか。そうしてしまうのですから。「加害者を死刑にして欲しい。」という主張は、もっともな主張です。それはその人の感情ですから。しかし、みなさんもそうですが、われわれ法学部で勉強した人は、法の世界というのがあって、それは感情の世界とは違うのだというように、感情とまったく切り離すことができませんが、レベルは違うということ、そういう生身のいろいろな問題と法のレベルの問題を、その緊張関係をいかに解決していくかということが非常に難しいことをご存じと思います。

だからそこに、同一線上にあるのかという点について、もっと違ったかたちが考えられるのではないかと、つまり被害者保護というのは必ずしも厳罰化ということに結びつかないのではないかとすることを考えなくてはならないのです。

それから、被害者のニーズには多様性があります。つまり、みなさんはたぶんそうだと思いますが、もしも被害者になったらということで、仮定的に判断している面があるわけです。そこで、被害者のニーズについて、被害者になった人、あるいは遺族になった人に対するアンケート調査を、10年以上も前にやったのです。そうすると全員が全員、復讐心を持っているわけではないのです。だから、みなさん、あるいは私もそうですが、もしもわが子が殺されたら八つ裂きにするだろうと言っているだけで、実際にそうなった場合にはもっともっと深刻で複雑な感情がそこに出てくるといふことなのです。

だから、被害者感情は応報感情なのだ、被害者は当然応報感情を持っているのだという、このイコールは、もちろんそういう人は多いですが、必

犯罪被害者と刑罰（高橋）

ずしもそうじゃないということなのです。被害者をステレオタイプ化してはいけないと思います。いろいろな被害者がいるということを忘れてはいけないということです。

先ほど、法と感情と言いましたが、被害者は個別的、具体的、非類型のであり、刑法・刑罰は、一般的、普遍的、類型的であります。みなさんは法学部ですから、当然に法というのは、一般的、普遍的、類型的でなければいけないことはご存じでしょう。ケース・バイ・ケースでは困ってしまうわけです。同一のケースで、この場合にはこのルールを適用し、この場合にはこのルールを適用しないというケース・バイ・ケースでは困ってしまいます。どんな場合でも適用できるような、そういったルールが法であります。もっとも、個々のケースについてそれをどういうふうに修正して、具体的な妥当性を求めるかということが大事なのであって、そこが非常に難しい緊張関係なわけです。しかし、被害者の世界と刑法・刑罰の世界とは基本的になじまないのです。

そこで、両者を調和させるにはどうしたらいいかということが問題であり、被害者を刑法・刑罰に関係づける方法は何かという問題にいくわけです。

ここで非常に熱い議論をしなければいけないのは、加害者を処罰する被害者の権利、つまり被害者は加害者を処罰する、刑罰を請求する権利があるのではないかという問題であり、こういうことを言ってしまう人が出てきているわけです。

刑罰は国が科すので、被害者は忘れ去られた人であり、だから刑罰と被害者とはまったく離れていたわけです。それが今度、被害者が刑罰の中に入っていった、国とともに加害者を処罰するという、刑罰の世界に入っていくということが理論的に可能なのかという問題です。加害者を処罰する被害者の権利というものは、結論からいって、私はこの権利はないと考えています。ただ、もう少し違う権利はあると思います。それは後でお話します。

被害者には処罰する権利があり、刑罰は被害者の応報感情の充足だというのは、そうではないだろうと思います。そういう機能もありますが、刑罰にはもっといろいろな要素があるということです。

それから、刑罰は被害者の精神的、物理的損害を回復するのだという考え方もあります。しかし、刑罰を科したからといって、被害者の物理的損害はまず回復できないのです。たとえば、子どもが殺された場合に、加害者を処罰しても、わが子が生き返ってくるわけではありません。だから加害者を死刑にしたって、子どもがぼっと生き返るわけではない。精神的損害を回復する、いろいろなトラウマ状態を回復するということもあり得ると思いますが、刑罰でそれを実現するにはあまりにも遠いと思います。被害者のPTSDとかトラウマなどを治すには治療が必要です。刑罰を科すことによってそれが治るかという、疑問でしょう。加害者が処罰されてこそ、被害者が立ち直るということもあり得ますが、それは立ち直りというか、回復というよりも、被害者の社会復帰と将来の不安除去ということなのだろうと思います。つまり、刑罰を科すことによって被害者は一応ひとまず区切りがついて、これから生きていく、そして加害者が悪くて自分は悪くなかったのだという関係が出てきて、そして被害者にはこれから生きていくための機会が与えられることが、おそらく刑罰と被害者の関係だろうと思います。

これは後でお話しますが、被害者は今後また社会において生きていかなければいけないわけです。加害者も、死刑になってしまうと終わりですが、社会復帰という思想は現在日本でもちゃんと貫徹されていますので、みんな同じ社会に帰ってこなければいけないのです。少年の場合などは、とくにそうでしょう。少年の場合には社会に帰ってこなければいけない、社会はそれを援助する、こういう関係が必要なわけです。だから被害者が社会に戻るためにも、そのきっかけというか、一応区切りとして刑罰というのは非常に意味があるということです。だからといって、被害者が加害者に対して刑罰を請求し、「死刑にしてください。」と言うと、「ああ、そう

犯罪被害者と刑罰（高橋）

ですか。」と死刑を科するというわけにはいかないのです。

フランクフルト大学のギュンター教授は、刑罰には、被害者の自己尊重の回復というものがあって、これはその人自身の利益というよりも公共の利益であり、被害者の問題を公共のレベルで問題にすることであると主張しています。これが、被害者と刑罰の関係を考える重要な視点だと思います。

それから、オーストラリアのブレイスウェイト教授は、「再統合的恥付け」理論といって、加害者に恥を与えることにより加害者の再統合を目指すということ、謝罪と修復ということを主張しています。刑罰は加害者に恥を与えて、加害者の再統合を目指すのであり、刑罰は加害者に対して「おまえは間違っている。被害者は正しい。」ということを宣言することによって両者を回復していくという意味があるということです。

これらを踏まえて考えていくと、被害者関係の刑罰論、つまり被害者を関係させた刑罰論というのが見えてくると思います。どう見えてくるかというと、被害者は自己が被った犯罪に対して公的な反作用、対応を要求する権利はあるということなのです。つまり、たとえば、死刑にして下さいという意見陳述をすること、自分の事件を公にするというか、自分の個人的な事件ではなく、公的に何か反作用をして下さいと言うことのできる機会を要求できるわけです。しかし、国に対して加害者処罰を要求する権利はないのです。だから、刑事訴訟法の改正等、被害者保護を目的とした規定がありますね。そこでは、意見陳述の申出ができるわけです。しかし、まだそれは権利ではないのです。したがって、この被害者は法廷で暴言を言いそうだから、やめさせるという措置もできるのです。私は、権利性を認めてもいいのではないかと考えています。すなわち、犯罪問題を公共のフォーラムの中で解決および要求する権利、犯罪フォーラム化の権利というものはあると思います。犯罪を公にするという権利は被害者にあるだろうと思います。しかし、それが限界であり、それ以上、加害者を具体的に処罰する刑罰請求権はないと思います。

しかし、これは被害者の方々はおそらく不満でしょう。被害者には刑罰請求権があるというわけです。被害者にそういう権利を認めた場合に、もしそれが認められない場合には、不服申立て制度が必要となりますが、やはりこれは疑問だと思います。

近時、わが国にも犯罪被害者等基本法というのができました。これは世界各国で被害者の権利宣言とか憲章とかというのがありましたが、その日本版ということです。ただこれは一応宣言的なものですから、これを具体化する作業が現在行われています。被害者の人たちはこれに対して注目しているのは、権利性を認めた点にあるのでしょう。たとえば、すべて犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという権利性を認めたことが大きな成果だというわけです。問題はこの権利性ということです。そこでさっき言った加害者を処罰する権利というところまで強く求めてしまう人たちが一方でいますが、私はそれはできないという考え方です。

そもそも被害者の権利はどういう権利なのかということは、はっきりしないのです。まず憲法の第何条でこの被害者の権利は保護されているのでしょうか。六法を見てもらうとわかるように、31条以下の規定はだれの権利かという、被疑者・被告人の権利なのです。ここでもうはっきりしているわけです。つまり国対加害者の関係で、侵害するのは国なのです。だからそれに対して、加害者に対して権利を与えるということになっているわけです。

今、ここで私が急に警察官に逮捕されて、「おまえ、おやじギャグを言い過ぎる。」ということだね。今日はみんな真剣に聞いてくれるからあまり言わないけれど、普段はもっとすごいのです。今日はテープを取っていますので、ある程度抑えてしゃべっていますが(笑)。

いわれない逮捕はされないという権利であり、侵害するのは国で、被害者は加害者です。憲法はこの関係を規定したものです。国の恣意的な侵害に対して防波堤を与えるわけであり、だから加害者が保護されてしまっ

犯罪被害者と刑罰（高橋）

いると被害者の人たちが言うのはこの点なのです。加害者は保護されて当然なのです。刑罰というのは国が科すのですから、刑事手続は国が行うのですから、それに対して加害者が保護されるということ、これは「あたり前田のクラッカー」ですね。全然受けないけど、まあ、いいでしょう。むなしく帰りますから(笑)。

それでは、被害者の権利は憲法のどこで保護されるのでしょうか。被害者の権利は憲法第何条で保護されているのでしょうか。まずは、13条ですね。しかし、13条は被害者だからということじゃなくて、すべて人はみんなこれで保護されているわけです。これはだれだって13条で保護されるわけですから、被害者はこの13条で保護されると言っても、あまり意味はないのです。人であればみんな保護されるわけですから。

ということで、13条を挙げる人が多いのですが、私は疑問を持っています。これは別に女性の権利だとか、だれだれの権利という特定した権利ではないです。もともと人であることによって権利を与えるということです。

25条の生存権です。これは国からの自由の権利ではないのです。自由とか権利というのは何々からの自由であり、他者から余計なことをされない自由です。これに対して、被害者の権利というのは、何々への自由なのです。何々してもらいたいわけです。保護してくださいという要求する権利なわけです。たしかに、25条の生存権というのは要求する権利ですけども、しかしこれも別に被害者というより人一般の権利です。

ある刑事訴訟法学者は31条を挙げています。つまり適正手続の中に被害者の権利も入るのだと、つまり加害者の権利、被害者の権利がバランスを保っていることが適正手続なのだというわけです。しかし、これも無理があるだろうという感じがします。

そうすると、ある刑事訴訟法学者は「被害者には憲法上の権利はない。」と言うのです。憲法では保護されなくて法律によって保護されるという、いわば一段低いものなのだという考え方なのでしょう。しかし、これもやはりおかしいだろうと思います。私は、被害者の権利というのは憲法全体

の趣旨からその権利性が出てくるのだらうと思います。加害者の被害者に対する侵害に対して、国はこれを保護する義務があるということです。

自然災害とかを考えてみてください。この場合、国はいろいろな対策をします。それで加害者という私人が、何らかの危険を被害者に及ぼしてきた、危険が出てきて、危険とその実現があったというのであれば、国は被害者を保護するという義務が憲法上出てくるのだらうと思います。

つまり憲法というのは、ある人が侵害されたときには、その侵害された人を国は保護すべきなのだという、これは憲法全体の趣旨からとしか言いようがない。もともと憲法というのは何とか「からの」自由が基本です。で、何とか「への」自由は非常に難しいということです。したがって、被害者の憲法上の権利としては、そういう限度で認めていいのだらうということです。あるいは、憲法13条、25条、31条、および憲法全体から、国の基本権保護義務が生じると考えてもいいでしょう。

そこで次に、私の本領発揮というところにいきたいと思います。それが修復的司法ということなのです。これはどういうことかという、さっきから言っていますように、被害者を保護することは大事です。だから私も10数年前、被害者の保護ということで出発したわけです。その後、そこから一步退いているのです。相変わらず被害者の人たちと一緒に運動をやっている人はいます。私は今、その方向に行ったらちょっと問題だなと思ったから、一步退いてしまったのです。というのは、被害者が刑事手続に入ってくることを最終目的にしていることが問題だと思ったからです。つまり、訴訟参加というもの、法廷の中に、検察官の隣に被害者がいるということなのです。検察側に被害者が付いて、加害者が不当なことを言ったら、反論できるということになります。現在行われている意見陳述ということではなくて、最初から訴訟に参加していく、検察官とともにやっていく、検察官が控訴しなかったら被害者が控訴してしまうとか、こういうふう被害者が刑事手続を引っ張っていくという動きなのです。

しかし、一応過渡期としてはいいかもしれないけれども、それが最終目

犯罪被害者と刑罰（高橋）

標というのは問題だと思います。というのは、被害者が検察側に入ってくると、加害者はこれに対抗するために頑張るわけです。そうすると国対加害者という図式は相変わらず堅持されて、まさに敵味方、勝ち負けの世界、勝ち負け社会を築き上げていこうと思うからです。こういう危機感を持っているわけです。つまりどっちが勝ったか、どっちが負けたかということです。

私はもともと被害者のそういうニーズというのを、そうは考えていなかった。被害者と加害者のどっちが勝つなんていうことではなくて、両方も勝つという、勝ち勝ちという状態が大事です。だから勝ち勝ちの世界を目指すべきだ、みんなが勝つ、勝ち負けの社会をつくってはいけない、と思います。敵味方刑法みたいな考えが出てくるのはまさにそうなのでしょう。無罪は加害者の勝ちで、死刑になれば被害者の勝ちであるということでもいいのでしょうか。犯罪というのはそういう勝ち負けで決めるものではないだろうと思います。それほど根深い、どろどろしたものだというのが私の考えです。

ただ注意してほしいのは、みなさんが勉強している刑法とか刑事訴訟法というのはこの関係をやっているのです。刑法の勉強はこの関係をやっているのです。普段勉強しているのは、国と加害者の世界を扱っています。被害者の問題というのは、この世界ではなくて、もっと別の世界があるということを知らしめた点に意味があるということです。

私としては、被害者と社会の関係をも問題にすべきであり、2面的な、国対加害者だけで考えているだけではだめであり、そうではなくて、それはごく一部であって、法学部では一部の勉強をしているだけです。みなさんがもしこれからロースクールに入って、法曹とか、あるいは公務員とかになった場合には、被害者、社会、コミュニティの関係で生きていかなければいけないということです。これを意識していただきたいと思います。

そこでそういうことを全部考えようというのが修復的司法です。修復的司法とは何かということなのですが、これが実は難しい。「修復的司法はこ

れです。」というのはなかなか言えないのです。なぜ言えないかというと、世界各国でいろいろな修復的司法の実践があるからです。つまり、これは草の根的に発生してきたわけです。「これが修復的司法ですよ。」などと言えないのです。ただ言えることは、ニュージーランドのマオリ族とか、アメリカのナバホ族などの先住民の人たちの司法を、「あっちのほうがよかったのでは。近代刑事システムというのはちょっと間違っているところがあったのではないか。」ということで、そこからいろいろ参考にしているわけです。

ただ、修復的司法とは何かということについて言えることは、「ものの見方を変える」ということなのです。一種の視点を変える、見方を変えるということです。修復的司法のパイオニアであるハワード・ゼア教授は、『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳）という重要なテキストを書きました。これの原題は『CHANGING LENSES』というものです。レンズ交換ということなのです。レンズ交換といってもメガネ店の話ではないのですが、実は、ゼア教授の趣味は写真なのです。それで今度彼の写真集を翻訳出版しました。『犯罪被害の体験をこえて』（現代人文社）というもので、アメリカの被害者の写真とその人のメッセージが書いてあって、読んでいて涙が出てきます。涙が出てきて、川のごとくになっていってしまうという、そのように感動的な本ですので、この問題に関心のある人はぜひ読んでいただきたいと思います。

『CHANGING LENSES』という原題では何だかわからないので、それを『修復的司法とは何か』という題名にしました。サブタイトルは『A new focus for crime and justice』、犯罪と正義についてのニューフォーカスです。フォーカスであり、新しい見方であり、それがそこに書いてあるのです。

応報的司法というのは、われわれが刑法の講義で行っていることです。すなわち、どの条文に違反したのか、だれがそれを行ったのか、加害者はどのような報いを受けるべきなのかという視点です。甲がAに対してどう

犯罪被害者と刑罰（高橋）

のこうのという事案について、甲の罪責を論ぜよ。だれが何をやったのだということです。それで刑法第何条に違反したのか。それでどのような報いというのはその第何条に違反すれば刑罰が発動されます。あるいはどの程度の量刑にしたらいいのかという問題も出てきます。

修復的司法は違う見方をします。だれが傷ついたのか、彼らは何を必要としているのか、だれの義務であり、責任であるのか、その犯罪についての利害関係者はだれなのか、解決策を見つけるために利害関係者が関与できる手続はどのようなものかという発想をするわけです。だれがやったのかというのではなくて、だれが傷ついたのか、こういう発想はなかなかできないでしょう。これは普段われわれも子どもを怒るときに、たとえば、子供が大事な花瓶を割ってしまったときに、「がちゃん。」「だれがやったんだ。」と思わず言ってしまいます。そうではなくて、「花瓶は大丈夫か。」これもあまり関係なく、「子どもは大丈夫か、けがをしなかったか。」という母親はすばらしい。まさにスーパーウーマンでしょうか。普通、「なんでこんなことをしたんだ。だれがやったんだ。」ということをわれわれは言いたがるじゃないですか。だからこれは応報的な視点に立っているわけです。「大丈夫だったか。だれが傷ついたか。その傷を治すにはどうしたらいいのか。」という発想にはなかなかいかないのです。私はこれを読んだときにびっくりしました。「ああ、こういう視点があったのか。」ということです。

今まで刑法で、だれがやったのか、何をしたのかということだけで、だれが傷ついているのかという発想はしなかったのです。そこに被害者を取り込むという重要な視点があるだろうと思います。被害者が国の側に入って訴訟参加をするという方向ではなくて、もっと違ったかたちで考えていく思想がここにあるなと思いました。

この考え方は、結局、犯罪や非行はだれのものかという、ノルウェーの犯罪学者クリスティ教授の問題提起に遡ります。彼は、国が犯罪を盗んだ、国が窃盗犯人だ、つまり犯罪というのはこの加害者、被害者、コミュニティの3者のものなのだ、これを国が、あるいは専門家が盗ってしまった

のだ、と主張したわけです。修復的司法というのは、本来犯罪は自分たちのものだから、それを自分たちに取り戻そうという動きといえるでしょう。自分が傷ついたわけですから、犯罪や非行というのは被害者のものではないでしょうか。それと加害者、そしてそこで動揺したコミュニティというものの所有物であり、それを専門家に取りあげて、「あなた方は関係ないから、われわれ専門家でやりますから、被害者も加害者も静かにしててください。」というのではおかしいではないかというのがこの考え方です。

そうすると、犯罪や非行の理解の仕方が異なってきます。最初に言いましたように、刑法によって保護されるのは法益、Aさん、Bさんの害ではなくて、人という法益に抽象化されたものですが、修復的司法によれば、それをAさん、Bさんの害(harm)として理解しようということになります。

それから応報責任について、国が加害者に対して処罰するわけですから、加害者は国に対して責任を取ればいいわけです。だから加害者は、たとえば刑務所に入れば責任を果たしているわけであり、被害者に謝罪することなんかどうでもいいことであり、私は十分に責任を果たしましたからと言うわけです。『息子のまなざし』という映画が2、3年前に来ましたよね。少年院から出てきて、たまたまそういう少年を助けていた企業の工場長のところに、少年院を出て働きに来るのですよ。そうしたら自分の子どもを殺した少年だったのです。それを知って、ものすごい葛藤が生じるわけですが、最後に、工場長が感情をあらわにした際、少年が「僕は少年院で一生懸命やったんだから、それでいいじゃないか。」と言うのです。つまり国が加害者に働きかけたことに対して果たし終えたのだから、責任は十分に果たしているのだから、被害者に対してどうのこうのということはやらなくていいというのが応報責任であり、そうではなくて修復責任ということ、加害者は被害者に対して何らかの措置をするべきであり、コミュニティに対しても何かをすべきである、そういう応答責任を果たすべきである、というのが修復的司法における責任、すなわち、修復責任ということです。

犯罪被害者と刑罰（高橋）

次に、修復的司法の2つのモデルについてお話します。これは簡単にいうと、純粹モデルは修復的司法の本来のかたちであり、加害者、被害者、コミュニティの三者が集まって、犯罪・非行を解決しようとするものです。家族集団会議といって、ニュージーランドなどで行われているものです。みんなで輪になって、その犯罪に関係した人たちとか、加害者、被害者が集まってそれで犯罪を考えましょう、非行を考えましょうというものであり、そこで得られた結論を少年司法、刑事司法にフィードバックしていくというシステムです。そこには仲介者というのがいて、それはボランティアの人や保護観察官とかが担当していますが、裁判官ではないわけです。その人たちが仲介して、どうしたらいいのだということをみんなで決めて、犯罪、非行を解決するのです。たとえば、近所に住んでいる少年が強盗に入った場合に、その少年は午後9時以降外出しないとか、あるいはこれだけ近づかないとか、いろいろなルールを自分たちで決めて、それを刑事司法、あるいは少年司法にフィードバックして、だいたいがそういうことで決まっていくだろうというものです。これが純粹モデルであり、みんなで集まって考えましょうというものです。

最大化モデルというのは、三者が集まらなくても修復的な成果が実現されればそれでいいということで、刑罰でそういう修復が行われるようなシステムでもいいのだというように、もっと広くとらえるものです。

円を描くと、3つの円が交差するようになります。被害者、加害者、コミュニティと3つの円を交差させると、純粹モデルというのは、3つの円が交差したところだけとなります。これが純粹なモデルです。これに対して、この3つの円全体が、ミッキーマウスみたいですが、この全体が最大化モデルです。たとえば、加害者と被害者の調整、あるいは加害者の支援、被害者の支援、あるいはコミュニティの再生とか、コミュニティによる加害者および被害者の支援などなど、これらもみな修復的司法であるというのが最大化モデルです。私は将来的には真ん中の3者の対話でやっていくという純粹モデルを目指しつつも、徐々に周りから攻めていこうと考えて

います。

コミュニティというのは、場所というイメージがありますが、それはマクロのコミュニティであり、たとえば渋谷だとか淵野辺だとかという、そういう地域のコミュニティというわけですが、重要なのはミクロのコミュニティです。これは人的なコミュニティです。少年事件などの場合でも、その子にとっていちばんつながりのあるおじさんが北海道に住んでいるという場合、そのおじさんとその子には人的コミュニティがあるわけです。それを大事にしていかなければいけない。人的ネットワークとしてのコミュニティ概念が重要だと思います。必ずわれわれには、人的コミュニティがあります。それがいない人は1人もいないです。まさに人間は人の間と書くと、金八先生だったら言うでしょう。人と人との間、他者との関係でわれわれは生きているのです。たった1人で生きているわけじゃないでしょう。ということで、自分の人的コミュニティがだれかを考えてみて下さい。

そのあとちょっと細くなりますので飛ばしますけれども、修復的司法と刑事司法、少年司法をどう絡めるかということがこれからの課題です。いろいろなモデルが考えられるでしょう。ただ、現在のところ、二元モデル、混合モデルというか、今の刑事司法、少年司法を中心として、それが実現できないところを修復的司法でもって補うというサブ的なシステムでいいのではないかと考えています。ただ、社会学者などはもっと過激に、現在の刑事司法に変えて、修復的司法へとパラダイム転換すべきであるという人もいますが、それはかえって問題でしょう。そうではなくて、修復的司法は現在のシステムの穴を埋めていくシステムだろうという気がします。

現在、修復的司法を実践しているところがあります。弁護士会の仲裁センターや弁護士会が独自のシステムをつくっています。とくに千葉の被害者加害者対話の会では事件をいくつか処理しています。そこでは、少年と被害者の対話というのを行っています。また、少年事件において裁判官が

犯罪被害者と刑罰（高橋）

実際に対話を行っている人がいます。これについては、井垣判事の『少年裁判官ノオト』（日本評論社）を読むといいでしょう。

ということで、こういう対話を実践していく、加害者と被害者を会わせることは、実際に行われているわけですから、そんなに夢みたいな話ではないといえるでしょう。

最近では少年手続において「被害を考える教室」というのを家裁の調査官が行っています。みなさんの中に保護観察官とか家裁調査官とかになりたい人はいますか。そういう人は是非こういう思想、あるいは実際にこれを実現していったほしいと思います。

こういう修復的司法の考え方を取り入れた実務が、徐々に膨らんでいます。世界的にも徐々に膨らんでいるわけです。ただこれが本道になるということはないというか、それはかえって危険性があるという感じがします。

ある学者は、この修復的司法の考え方は一種のリンチの考え方だというわけです。つまり寄ってたかって自分たちで解決してしまうということですから、これは危険な考え方だという人もいます。だからそこには限界があるだろうと思います。たとえば、こういう、みんなで輪になってやっているときに、ここで暴行事件が起きたとかします。そういうふうにならないように仲介者がいろいろやるのでしょうけれども、やはり法的な枠組みが必要だと思います。加害者に対して、みんなで寄ってたかってとんでもないことを押しつける場合もあるでしょう。そういう自分たちのルールというのは、あくまでも法的枠組みの中で動くべきであると思います。

したがって、刑事司法にも意義があって、限界があるように、修復的司法にも意義があって、限界があるわけです。これが最高のシステムだということはありませんから、刑事司法のシステムを基本にして、その足りないところを修復的司法で補うということによろしいのではないかと思います。

この修復的司法という考え方は、結局、犯罪や非行という問題を、関係の修復と関係の創設に重点を置いて考えるものです。犯罪や非行というの

はなんらかの関係から出てくるのであり、たとえば、通り魔なんかも、そのときにいたその人ということで、そこに関係ができてしまうわけです。たまたまそこにいた被害者とか、それはまずい関係ですけど、そのまずい関係をいい関係にするというのがこの修復的司法の基本だろうと思います。たとえば、ストーカーなども、これはまずい関係なわけです。よく修復的司法の話をする、仲直りというイメージが非常に強いのですが、仲直りということではないのです。被害者の人たちはこの点を誤解しているように思います。被害者の人たちは、「なんで加害者と仲直りしなければいけないのだ。」というわけです。修復的司法は仲直りを目指しているわけではなくて、ゼア教授が言うように、仲直りとか謝罪とか赦しというのは、これは神からの贈り物です。だんだん宗教的になってきますが、ゼア教授の本にはそういう聖書の話がいっぱい出てきます。

したがって、贈り物ですから、それがふっと降りてくるのだったら、それでいいわけであって、ストーカーの場合は別々に、ちゃんとした独立した良い関係ができればいいわけです。良い関係というのは、仲直りではなくて、別個に独立して生きていくという関係です。片一方が依存しているからそうになってしまうので、その人と関係なく生きていくという、独立した関係になっていくということで、それが修復ということです。

関係創設というのは、とくに少年事件の場合に重要です。この少年についてまったく関係付ける人がいないということで、この少年にだれかがだれかを関係づけることが必要です。関係性としての犯罪という視点が重要だと思います。

そして今、若い研究者らが修復的实践というのをやりはじめています。修復的实践、これはとりあえず学校の中のいじめとか、そういう問題についても修復的司法が可能なのだということを各学校に行って宣伝するので。つまり、いじめとかいろいろな事件があったときに、当事者を排除することなく、どうやったら解決できるかということの実践例を、「こういうのがありますよ」ということでパンフレットをつくって、各小学校、中学

犯罪被害者と刑罰（高橋）

校へ回っていくという、修復的实践というののはじまりつつあります。

つまり修復的司法というのは非常に幅が広くて、こういう学校のいじめ問題だとか職場の様々な問題だとか、あるいは新倉さんが研究している国際的な犯罪の問題とか、戦争や南アフリカの真実和解委員会などにも関係します。これらはすべて修復的司法の問題です。だから Restorative Justice というのは修復的「正義」と訳したほうがいいかもしれません。つまり、正義論の一つではないかと思っているわけです。

それから、刑法における人間像という、ちょっと大きいテーマですが、刑法において合理的人間像とかは習いましたでしょう。合理的人間像というのは、事前に犯罪というのを条文に規定しておけばやらないだろう。窃盗をするとこうなってしまうのか、人を殺すと死刑になってしまうのかということをやめるだろうという合理的に計算できる人間です。これに対して、宿命の人間というのは、犯罪というのは素質と環境に決められてしまって、それにぐっと押されて犯罪をしてしまうというように、人間というのは宿命を負っているという考え方です。

しかし、このどっちもあるというように思います。半分半分ということです。半分は宿命的で、半分は合理的だという人間像です。半分は素質と環境に決められています。しかし、半分は自由意思に基づいて行動している、と思っているわけです。

合理的人間は近代刑法の予定している人間像です。罪刑法定主義はこれに基づいているわけです。こういう刑罰が科されるよと言っておけばやらないだろうということです。他方、素質と環境の影響もあり、両方を融合して主体の人間像というものもあります。われわれは、決定されながらも決定していくのだという考え方です。最近では、脳の研究によって全部決められているのではないかという話になってしまうと、自由とは何だろう、幻想であるという話になってしまいます。

しかし、修復的司法の人間像というのは、人間というのは修復する動物なのだということを前提とします。だから、この修復的司法を実践してい

くためには、人間を変えなくてはいけないのです。「がちゃん。」と何かを割ったときに、「何をやっているんだ。」とすぐに子どもを怒ってしまうのではなくて、だれが傷ついたのかということを言えるか、そういう人間にあなたは変わるか、他者を理解するか、自分のことしか考えていないか、他人に対して深く入り込めるか、という人間とは何かを問う思想です。だから非常にしんどいものなのです。

最後に、加害者と被害者の人権の問題ですが、結局はバランスの問題で、さっきからずっと言っていますように、どちらかということではなくて、うまくそのバランスを保っていくということが必要で、その微妙なところが大事です。

法律書を多数出版している成文堂のロゴマークを知っていますか。ユスティティアという正義の女神です。目隠した女神が右手に天秤を持っていて、左手に刀を持っているわけです。こういうふう天秤を持っているというのはバランスを保つわけです。もっとも、目隠ししているのはまずいと思います。修復的司法は目隠しを取って、よく見ろというわけです。近代刑法は目隠しをしているのです。平等・公平を目指すからです。修復的司法は目隠しを外して、本当に加害者はどうだったのか、被害者はどうなのかをちゃんと見ろということなのです。

「加害者の変容と被害者の変容、生きていく意味」ということですが、これはつまり法というのは人を殺したらどうのこうのとか、お金を借りたら返さなければいけないといういろいろなルールがありますが、過去の1点に縛られて、いろいろと問題にしていくなわけです。加害者の社会復帰、さっき加害者が社会復帰すると言いましたね。これは、加害者は変わっていくのだということを前提としなければナンセンスな考え方ですよ。あきらめている人もいるけれども、一応加害者は変わっていくのだ、とくに少年などは変わっていくのだということでやっていくわけです。過去の1点に縛られて、一生それを引きずっていかなければいけないのかというと、そうではない、変容していきだろう、と。少年の健全育成は、加害者は変容

犯罪被害者と刑罰（高橋）

していくということを前提とするのです。では被害者はどうなのかというと、被害者は変容しないものだと思っている傾向が見受けられます。過去の1点でもって、ここで復讐というのができたら、一生復讐というものを背負って、死ぬまで抱えているのかというと、そうじゃないと思います。被害者も変容していくのです。これを忘れてはいけません。人間はだれでも過去の1点に縛られてずっと生きていくことはできないでしょう。たとえば、中学のあのときの鎖がいまだについているみたいに、そこから動けないみたいに、そうではないと思います。みんなそこから変容していつている。被害者も変わるのだということを考えると、修復的司法の思想につながってくるだろうと思います。これは難しいことかもしれませんが、過去の1点に縛られてずっと生きているわけではないのです。ただ事件のことはになると、そういう感情が出てくるのでしようけれども、普段どんなときでも、復讐、復讐、復讐かということそうじゃないでしょう。人間というのはおそらくそれでは生きていけないのです。つねに復讐で充ち満ちて一生生きているわけじゃありません。それでは生きていけないのです。それがアイデンティティということの根本だと思います。

コミュニティの再生、絆の回復というテーマですが、コミュニティをわれわれは新しくつくっていかなければいけないのです。だから自然発生的にあるコミュニティというのではなくて、中間共同体的なものをどんどんつくっていかなければいけない。つまり今、ここにいる教室に偶然集まった人たち、このコミュニティから始めよう、お互いにつくり上げていこうという発想でやれるかどうかです。自分だけがということではなくて、相手との関係、他者との関係で自分たちは生きていくのだということを忘れないでいただきたい。

いろいろなことをお話ししてきましたが、結局は今の被害者の問題はたしかに大事だけれども、それには2つの方向があり、刑罰を厳しくしていく方向と、こういう修復的司法の道もあり、私はこの修復的司法の道をこれからもトボトボと歩いていこうと思っています。（拍手）

きわめて雑駁なお話をしましたけれど、ここから何かを得ていただければ幸いです。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

安見 ありがとうございました。では何か質問はありますか。

質問 修復的实践で、学校にいじめ問題の解決方法みたいなのをパンフレットで配っているとおっしゃっていましたが、どういう対策みたいなものがパンフレットに書いてあるんですか。

高橋 今、その案をつくっているところで、われわれの研究会の若手グループによってはじめられたばかりです。対話による解決の仕方もあるということで、学校の先生が間に入って、加害者、被害者とか、あるいは、いじめている人、いじめられている人などが輪になって、家族集団会議のようなシステムを取り入れられたらいかがですかという、そういう提案をするというものです。はじめたばかりで、これからですので期待してして下さい。

安見 新倉先生のほうから何かございますか。

新倉 長く曲がりくねった道を1人でも行くぞみたいな話でしたね。英語で言うからみんな反応がないので(笑)。そういう決意表明みたいなお話をお聞きしましたけれども、しかしこれは多数の人が支持してくれないと、社会制度としては成り立たない話ですよ。いちばん問題なのは、資源ですよ。資源がどういうふうに集まるのか。

よく言われるのは、高橋先生は人ごとだからそういうことを気楽に言っているんじゃないですかみたいな批判がありますね。被害者の身にもなってくださいよ、被害者もいろいろといるですよ、という意見がありますが、そういう人たちも巻き込んで、こっちのほうが正しいんだ。そのほうがあなたも楽だし、社会全体も明るくなるし、国がそれでどういう利得をするかということでいろいろな面も考えながらやっていかないといけないと思います。しかしそれにつけてもいちばん大きな問題は、死刑をどう考えるかということだと思うんです。

本村さんは特に死刑、死刑、死刑と言っているわけでした、死刑をなく

犯罪被害者と刑罰（高橋）

すこと自体が悪だということすら言っているわけですね。明日の最高裁判所の判決だか、決定だかも、そこが焦点になると思います。

しかしここで最高裁判所が二審の判決をひっくり返して、死刑がいいという選択をすると、これはもう決定的に大きな誤りを果たすのではないかなと私は危惧しています。そこで質問したいことは、修復的正義の視点から死刑制度というのはどういうふうにとらえて、どういうふうにしていこうかということを教えて下さい。たぶん賛成ということは出てこないと思うんだけど、では死刑をなくすにはどうしたらいいのか、そこら辺ですよね。そこについては決定的な一言をお願いします。

高橋 いちばん難しい問題ですね。決定的な一言は無理です。死刑の問題についてはいろいろな要素がありますが、いずれにせよ、修復的司法はそういうシステムを予想していないシステムです。それだけは言えますよね。この「ものの考え方」からは死刑制度は出てこない。コミュニティも死刑によって崩壊してしまいます。コミュニティから加害者、被害者関係もすべて崩壊してしまう。つまりそうすると被害者は被害者だけで生きていくということになります。それはそうじゃないわけで、みんなの賛同を得なくてはいけないわけですから、勝ち負けの社会から勝ち勝ちの社会へ行かなければなりません。死刑は、勝ち負けの社会をさらに強化してしまうでしょう。

われわれはみんなその勝つ側にいると誤解しているところが怖いです。負ける側にいる人、あるいは間違ってそっちに入ってしまう人だっているわけですから、そこに誤解があるわけです。われわれはどっちにも行くということです。

質問 そもそもどうして修復的司法というものに興味を持たれたのかということと、重大な犯罪にも修復的司法を適用できるかということについてお伺いしたいと思います。

高橋 最初に言いましたように、刑法においては法益ということで、犯罪の世界を考えていたわけですが、それが犯罪というのはそうではなく、

害というように理解できるのだということに驚いたことにあります。犯罪とは何かということについて違った見方をしているので、それを自分のやっている刑法とどう違うのかということに関心を持ったということです。

それから修復的司法の射程範囲というのは軽微な犯罪に限られるのではないかという人もいますが、それは誤っていると思います。修復的司法は、すべての事件に対して適用できますが、ただ適用するための条件がいろいろ違う、要件が違うだけで、重大犯罪の殺人とかの場合も、外国にはそういう修復的なシステムがあります。戦争にも適用可能なわけです。だから修復的司法の考え方を最初からこの場合、この場合と区切るのではなくて、すべてに適用できるのだけれども、この場合にはこういう条件が揃った場合にできるという条件の違いを問題とすれば足りると思います。夫婦間でもいいし、人間が2人以上いれば、すべてこの問題に関係しています。

質問 修復的司法がうまく行くには仲介者の役割が重要だと思いますが、私たちでも仲介者になれるでしょうか。

高橋 非常にするどい発想ですね。つまりこの仲介者が非常に重要なのです。諸外国では、この仲介者を教育するシステムがいろいろあって、訓練施設が多くあるのです。とくにボランティアの人がやっています。日本では、先ほどの千葉の対話の会では一般の主婦の方が仲介者になっています。

質問者 私も仲介者の役をやってみたいと思います。

高橋 そうですか。すばらしいですね。

質問者 修復的司法が、市民を教育できれば司法に市民が仲介者として関わってゆけるということであれば、裁判員制度とも関係してくる考えてよいでしょうか。

高橋 その裁判員との関係もどうですかね。これは新倉さんからお答えしてもらった方がいいですよ。

新倉 裁判員制度というのは裁判をする側に市民を巻き込もうということですけど、今問題になっているのは、75%の国民は参加したくないと

犯罪被害者と刑罰（高橋）

言っているのをどういうふうに克服していくかということです。そのためには修復的司法の手法を応用してもう少し実際にいろいろな人がいろいろなかたちで刑事事件とか少年事件について関われるという仕組みを厚くしていけば、自然と国のほうも受け入れ態勢をよく考えるようになりますし、市民のほうも「ああ、これだったら参加できるんだな」というにして、抵抗感は非常に少なくなっていくのではないかなと思います。

高橋 一言だけ。裁判員制度は現在のシステムを動かさないで、コミュニティ的要素を入れることなのでしょう。修復的司法は、被害者・加害者・コミュニティの世界に犯罪を戻すという思想です。裁判員制度は、現在のシステムの中に一般人が入っていくものであり、現在のシステムを動かさないということが前提でしょう。したがって、修復的司法と調和させるのはやや難しいのではないかと思います。あるいは、裁判員制度は修復的司法の一部形態と理解することもできるかもしれませんが、この問題については、さらに考えたいと思います。

安見 ありがとうございます。ほかに質問がないようですので本日は終了致します。高橋先生にお礼の拍手を。（拍手）

高橋 どうもありがとうございました。